

平成 29 年 第 3 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 29 年第 3 回東彼杵町議会定例会は、平成 29 年 9 月 13 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	山口 大二郎 君
総 務 課 長	森 隆志 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	岡田 半二郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(岡田 半二郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	峯 広美 君	まちづくり課長	松山 昭 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	高月淳一郎 君
会 計 課 長	下野 慶計 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	辻 由美子 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 53 号 東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 67 号 東彼杵町防災情報提供システム整備業務委託契約について
- 日程第 3 議案第 54 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 4 議案第 55 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 5 議案第 56 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 57 号 平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 7 議案第 58 号 平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 8 議案第 59 号 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 9 議案第 60 号 平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出

決算認定の件

- 日程第 10 議案第 61 号 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 11 議案第 62 号 平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 12 議案第 63 号 平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 13 議案第 64 号 平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 14 議案第 65 号 平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 15 議案第 66 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 16 報告第 6 号 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 17 陳情第 3 号 東彼杵町納涼花火大会実施に係る陳情書
- 日程第 18 発議第 4 号 「日本政府に核兵器禁止条例へ一日も早く参加し、条約を批推するよう」求める意見書
- 日程第 19 発議第 5 号 道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続及び拡充等に関する意見書

6 散 会

開 会（午前 9 時 29 分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 53 号 東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これから議事に入ります。

日程第 1、議案第 53 号東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 53 号東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の理由が、本町の生活習慣病予防及び介護予防における自立支援に向けた取組を促進するため本条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

議案第 53 号につきまして、補足して説明いたします。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。本条例の第 7 条の使用料の定めを別表に委任してありますが、別表 4 が保健センタートレーニングルームの使用料の単価でございます。今回、別表を全文改正をいたしまして、町民、町民以外を区分をいたしております。このうち町内の方の使用料は変更はありませんが、町外の方の使用料を 100 円アップをいたしまして、1 時間当たりの使用料を 310 円、回数券を 3100 円に値上げをいたします。そして、備考といたしまして、東彼杵町に住所のある 40 歳以上の使用料は無料とするということを加えるものであります。施行年月日は利用者への周知期間も考慮いたしまして、平成 30 年 1 月 1 日からとするものでございます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第 53 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号東彼杵町総合会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 67 号 東彼杵町防災情報提供システム整備業務委託契約について

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 2、議案第 67 号東彼杵町防災情報提供システム整備業務委託契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 67 号東彼杵町防災情報提供システム整備業務委託契約につきまして、契約の目的が、東彼杵町防災情報提供システム業務委託でございます。随意契約による契約でございます。契約の金額が 9828 万円ちょうどでございます。契約の相手方が、福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目 2 番 28 号、NTT ビジネスソリューションズ株式会社九州支店、取締役九州支店長・坂井宣之。

提案の理由が、東彼杵町防災情報提供システム整備業務契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして説明申し上げます。議案第 67 号につきましては、先ほど町長が提案した内容のとおりでございます。随意契約、これにつきましては、プロポーザル方式による契約をさせていただきました。このシステムの内容について、お手元に配付しております資料を基にしまして説明いたします。

東彼杵町防災情報提供システムの概要ということでお配りしておりますけども、まず、東彼杵町内には現在オフトーク通信がありますが、これがあと 29 年度末、約 6 か月半で終了いたします。そのあとの伝達手段としましては、現在、NBC テレビのデータ放送並びに光サービスでの茶子ちゃんねる、これらの媒体を考えておりますけど、これでは町民自らが防災情報を取りに行く際にちょっとタイムラグがあるといえますか、災害時の非難指示を出す場合には住民に到達するまでに時間

を要する。それと町民の方が見逃すというリスクもありますので、今回、プッシュ型の、町が町民にプッシュしてお知らせを流すというシステムを構築したいと思っております。書いてありますように有事の際には、緊急時にはほぼ全ての町民に防災情報を伝達する必要があります。現在、全国瞬時警報システム、Jアラート、ミサイル問題で話題がありますが、Jアラートも連動したプッシュ型の情報配信を考えております。今回のシステムでは、町内にすでに設備されています携帯電話網通信キャリア、ドコモ、au、ソフトバンク、こういう通信業者の電波塔を利用して情報を伝達するとしております。住民の受けて側、何をもって聞くかといいますと、スマートフォン、あるいはスマートフォン等を所持していない高齢者世帯については、個別受信機を配布します。それと、更に耳の不自由な方にはタブレットを配布したいという計画でございます。もちろん、災害時に電力や通信インフラがダメージを受けましても、テレビが駄目になっても、通信キャリアの電波を利用して情報が伝達できますので、いざ役場が被災しても、遠隔からの操作もできるということが考えられます。特に、今回災害時に想定する情報内容は1から7に書いてありますとおりであります。特に警報とか注意報の情報発令、あるいは避難の発令、そういうものと考えております。何もかもお知らせを全て流すというわけではありません。生命財産に係るお知らせ等を中心に、町民にプッシュ型のお知らせをするということでございます。

主な整備機器の構成は、下の方に書いてありますとおり、現在この予算内で判断するのが、専用個別受信機 970 台、専用タブレット端末 20 台、Jアラート機器 1 式等でございます。表の下に書いてありますように、今回、こういうシステムを作る場合に電波塔が必要です。こういう電波塔を構築する経費が要りません。1 基あたり 4000 万円近くありますけど、10 基前後設置することが考えられますけれど、こういう経費がいらぬ。それと、次年度以降のメンテナンスがいらぬということで、良いシステムではないかと思っております。

次に、2 ページ目をお願いします。これが大体の情報システムの流れでございます。伝達形式やプッシュ型、屋外拡声機器の弱点をカバーできるということでございます。

情報配信者は役場庁舎からでございます。パソコンの端末に打ち込んで、クラウドといたしまして IP 通信網、先ほど言いました通信事業者の電波塔を利用しまして情報受信者、町民の方、スマートフォン、タブレット、あるいは専用個別受信機を使いましてお知らせを流すということでございます。将来的には、屋外拡声器も設置が可能でございますので、そういうことも考えていきたいと思っております。

ポイントということで 1、2、3、4、5 と並べていますけども、既存の電波塔を利用しますので 99% のカバー率でございます。スマートフォンであり、個別受信機であり、全ての機種に同時の配信ができるということでございます。災害時はもちろん、平時でも活用可能ということと、アンケートも取れるという利点もございます。双方通信ですから、情報を流す相手方から元気ですよという返答も受けられることができます。そういうことで、双方通信としても機能できるということでございます。

今回の整備はと書いておりますけど、下の方に、IP 通信網、既に設置しています携帯電話網を活用します。専用個別受信機 970 台、タブレット 20 台、町民の方が持つスマートフォン約 1000 台を想定しまして情報を提供するシステムです。

次の 3 ページをお願いいたします。整備する端末の概要でございますけど、まず専用户別受信機

があります。これについては、スマートフォン等を持っておられない家庭、特に独居老人あるいは65歳以上の高齢者世帯のみで構成される世帯とか、そういう方々に戸別受信機を配布をしたいと思っております。主な利点としましては書いてありますように、自動音声読み上げ。役場の方で打った文字が音声に変わってこの端末機から流れるということでございます。緊急時にはもちろん、高、中、小とありますので、最大のお知らせ機能で、音量で強制通知ができます。聞き直しが可能ということでございます。乾電池駆動によります携帯可能でございます。通常は家の中で電源を引いて置かれますけども、電池が入っていますので外に持ち出すことも可能でございます。畑に持っていかれる方もいるかと思います。避難所とか、家に居ない場合は、バックに入れて携帯できるということでもあります。

タブレット型端末、真ん中にありますけども、これは障害者の方に想定をしている物品でございます。音声と同時に文字放送ができるということでもあります。

一番右側、スマートフォンアプリでございます。若い世代、働く世代を想定しております。もちろん自動音声読み上げ。言葉による避難してくださいとか、警報が出ましたとか、そういうものが音声で出ます。緊急時は最大音量、これも高、中、小とあります。そういう住み分けができるということでございます。それと聞き直しができます。キャリアを問わず、キャリアというのは回線事業者のことで、ドコモ、au、ソフトバンク。キャリアを問わず住民の所有物を利活用できるという利点があるということでございます。

将来の拡張性を考慮したシステムでございますけども、いずれは密集地については屋外拡声器も付けることができますよということもございます。Facebook、twitter、電子メールも連動できるという開発をしていく可能性がございます。

最後のページです。活用検討案ということで書いております。

安全安心を配信するために住民向け防災情報配信については、防災情報配信であったり、避難所の状況であったり、防災訓練にも適用できるかと思います。職員向けにも活用できる。それと消防団の招集とかできます。ここには書いていませんけども、お知らせをする場合にピンポイントで配信できます。全町、一番大きいのは全町ですね。例えば千綿地区だけとか彼杵地区だけとか、あるいは本町だけとか。そういう地区を限定しての放送もできますので、関係ない地区がきた場合に迷惑する可能性もありますけど、そういうことで役場が判断してピンポイントにもお知らせができるということをしり添えたいと思います。

最後に書いております戸別受信機、これはラジオではありません。受信を音声で流すだけの端末機でございますので、これについては、約3万3000円かかります。これを町民の方には無償で貸与ということでございます。しかしながら、受け取られる町民の方、一番最後に書いてありますように月額通信費をいただかなければならないと、月額300円、年間3,600円。これをもって無償で配付、貸与ということで考えております。もちろんスマートフォンをお持ちの方は、アプリケーションを入れるだけで、インストールするだけで機能を果たせますけども、もちろんスマートフォンをお持ちの方もそれにかかわる通信費は必要でございますので、それと同じ意味でも端末機を持つ方には月300円のご負担をお願いできないかということでございます。

スケジュール的には今年いっぱいシステムを完了しまして、1月、2月、3月から住民への説明会、住民への端末の配布。職員についても、送信する側についての研修を行うということござい

まして、12月以降から試験電波を発信したり、住民の方へ説明会をしたりのスケジュールで進んでおりました、3月31日をもって配信ができるような形で計画をしております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そういうことで、今回、プッシュ型の情報配信ということで、行政としては伝える義務があるわけです。東彼杵町の全住民に、こういった災害の時には、緊急時には伝える義務があるわけですけど、今の話を聞きましても、問題なのがタブレット。我々スマートフォンを持つ人は自己負担ということになりますけど、タブレットとか戸別受信機の方は無償貸与をして、月々の費用が300円ずつということになります。現在、オフトークが月に1,100円でございますけど、今回の場合、1年間に1回もならないケースもあるわけですよ。ならない方が良いわけですよ、はっきり言って。それに対して毎月300円というのは、たぶん、ちょっと問題になるかもしれませんが、私としては妥当な価格ではないかなと。スマートフォンは全部自己負担をしているわけです。そういうことで、300円が問題になるかもしれませんが、私としてはこれでいけるのではないかと考えております。

それと、全部の、3月31日ということなんですけど、もう少し前倒しで使用ができないのか、利用ができないのかということをお前は心配をしております。もう少し手前で使用ができるような状況にしておかないと、3月31日に果たして、オフトークも3月いっぱい使えるという保証がないわけでしょう、たぶん。今までの話を聞いておりましたら、地域によっては切れる場合もあるから、3月いっぱいオフトークが使えないという地域もあるようでございます。もう少し利用可能の期限を前倒しにできないかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

今、提案いただいているスケジュールにつきましては、年明けからという判断をもって説明しました。お尋ねのように、少しでも早い手立てができないかということですが、基本としまして12月1日から試験電波を配信することだけは確認しております。それ以降は少しでも早い時間を設けて、業者とも調整をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、吉永議員の質問に対しましては、ハード事業というのがほとんどございませんので、アプリケーションの開発が終われば、あとはキューがあれば全く問題ないです。工期は今、可決してもら

えば、むしろソフトを3か月ぐらいで、年末いっぱいぐらいですれば1月ぐらいから試験放送はできるのではないかと思うんです。あとは、NTTのいろいろな人材の問題もあるでしょうから。

今回、これは北海道で試験的にやっておりますけど、本格的にやるのは日本でここだけが初となると思います。いろんなノウハウあたりもしてもらいながら、NTTの協力を受けながらしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（後城一雄君）

他に、8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

今回、この契約金額9828万円ということで内容がここに書いてありますとおり、主な整備機器の構成ということで、戸別受信機から、インフォカナル構築費まで。これが初年度、設置するための費用が9800万円の契約であると理解しておりますが、では次年度からの保守点検とか、保守料とか一体どのくらい掛かるものなんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

お尋ねの件ですけれども、次年度以降、平成30年度の保守等の点検費については、次の議案にあげております補正予算第2号、第2表に書いてありますとおり、年間550万円程度の保守料を計画しております。主な内容についてはインフォカナルというサービスですけれども、この利用料が約330万円。あとは通信運用、保守料とかそういうものがかかっておりまして、約210万円です。合わせまして551万円が毎年掛かるだろうと。これはあくまでも限度額でございます。契約はまだしておりませんので、これ以下で押さえる可能性もございます。限度額がこの金額ということでご理解をお願いします。

その他に551万円ということで上げましたけれども、今回の事業の財源については、100%減災防災事業債ということで起債を受けます。これについては交付税が70%ということで、高率な返りがございます。そういうことで、一般財源で占める割合、次年度以降は最初の30年、31年は5万円ぐらいで自己負担です、利子だけ払いますから。3年目以降が約330万円ほど一般財源が負担があります。330万円を約8年間払って、この事業は全て返済ということになります。なので、次年度以降は551万円ずつ、10年間続きますけれども、約2年利子を払った元本返還が始まる3年後から330万円が追加されます。これは8年間払ってしまえば終わりということでございます。

ランニングは551万円ですが、今回9800万円のうち起債を借りますけれども、一般財源が必要になるのは2660万円でございます。9800万円のうち約30%が一般財源が必要ということでございますので、約3000万円以内でこの事業は一般財源で完成するというところでございます。

○議長（後城一雄君）

他に、7番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

タブレットなどを貸与するということですが、使用方法とかはよくわからない方もおられるのではないかと思います。それをどういうふうにするのか。そして周知徹底、移行する時の周知徹底をどのようにされていくのかお尋ねします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

この事業費の 9800 万円の中には、業者の方で住民向け説明会を 16 回に分けて行う計画でございます。その業務も委託料の中に入れておりまして、2 月 3 月にわたりまして各地区回っていきます。もちろん、オフトーク等でお集まり願いますとお知らせはします。そこでもって住民の方に説明をして、いるかいないかその希望を取る必要があります。戸別受信機についても、タブレットについてもですね。そういうことで住民説明会をしたあとで、配付する場合も業者の方でひととおり説明をします。業者の方でと言いましたけれども、職員にもできる簡単な操作ですので、その辺のところはぬかりがないように準備はしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

お手元に資料が付いておりますけれど、もしよければ会期中にデモをしてもらって見てもらえばよくわかるんですけど、いかに扱いやすいか。もしよければそういうことで進めたいんですけど、ご意見等がありましたらよろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

ただいまの町長の発言に対して。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

もしできればそういうふうにしていただければ、議員の方も地域の皆さんとかに、もし説明を聞かれた場合に説明がしやすいようになってくるんじゃないか。もしできればそうしてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

なぜかと言いますと、最後の 4 ページの真ん中に、登山者とか野外作業の転落とか書いてあります。これは仮にみなさんスマートフォンを持っておられると思いますが、スマートフォンを持った方が作業中に落下したら、落ちた時点で役場にピンポイントで、渡邊が持っていたら渡邊がぼんと名前が上がるんですよ。素晴らしく、そこら辺も対応できます。見てもらえば地域の方に説明ができると思いますので、是非、皆さん参加していただいて、なんとか早めにしようと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（後城一雄君）

ただいまの発言に対しましては、機会を早めに作っていただいて、皆さんお聞きするということがよくお願いをいたします。

他に質疑ございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 67 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号東彼杵町防災情報提供システム整備業務委託契約については、原案のとおり決定しました。

日程第 3 議案第 54 号 平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 3、議案第 54 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 54 号平成 29 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3577 万 3000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 51 億 2674 万 7000 円とするものでございます。

提案の理由といたしましては、主なものは歳出におきましては、総務費に法改正等対応業務委託料、マイナンバーカードに係る住民基本台帳システム改修業務委託料など 774 万 3000 円。民生費に児童健全育成事業委託料、子ども・子育て支援交付金前年度精算返還金など 1072 万 1000 円。土木費に町道里一ツ石線改良工事費、町営住宅修繕費、道路台帳整備委託料など 1050 万 3000 円。教育費に歴史民族資料館空調整備改修工事など 910 万円を計上いたしております。

歳入におきましては、特定財源として総務費などへの国庫支出金に 785 万 1000 円、農業振興事

業の事業取下げなどに伴い県支出金に 541 万 1000 円の減でございます。なお、一般財源として町税 1972 万 2000 円、普通交付税 443 万 4000 円、繰越金 910 万 5000 円を計上しております。詳細につきましては、財政管財課長に説明させます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

町長に代わりまして、議案第 54 号の主なものについて、説明を加えます。

それでは 16 ページをお願いします。3 歳出、2 款 1 項 5 目財産管理費 18 節備品購入費は、役場庁舎に備え付けております消火器 10 本及び消火栓ホース 8 本の耐用年数到来による交換購入費として 22 万 1000 円の追加。9 目電子計算費 13 節委託料、法改正等対応業務委託料は、情報漏えいで遅れておりました国民年金機構とマイナンバーを使った情報連携のため、本町の国民年金システム、障害福祉システム及び児童福祉システムの電算改修を行う経費として 65 万 1000 円の追加。マイナンバーカードに係る住民基本台帳システム改修業務委託料は、全国一斉に実施されますマイナンバーカードに旧姓を併記するための住民基本台帳システム改修費として 564 万 3000 円の追加。障害者自立支援給付支払等システム改修業務委託料は、平成 30 年度に予定されている報酬改定に対応するためのシステム改修費といたしまして 53 万 8000 円の追加。18 節備品購入費は、茶子ちゃんねるの動画配信に対応できるパソコンの購入費として 14 万 8000 円を追加いたしております。

10 目地域づくり推進事業費 19 節、特産品開発事業補助金は、蕪地区集落営農組織の特産品パッケージ作製費用の 2 分の 1 補助として 17 万 8000 円の追加。公民館等宅内配管等整備事業補助金は、西宿公民館の公共下水道接続費の 2 分の 1 補助として 36 万 4000 円の追加。

3 款 1 項 1 目 28 節繰出金は、電子計算費で説明いたしました国民年金機構と本町の国民健康保険及び介護保険のシステムを連携させる費用 9 万 1000 円、29 万 6000 円をそれぞれ特別会計へ繰り出すものでございます。

飛びまして 18 ページをお願いします。2 項 1 目児童福祉総務費 13 節児童健全育成事業委託料は、国の補助金基準の改定により学童保育 2 クラブ分の委託料 338 万 6000 円の追加。2 目児童運営費 19 節、障害児保育事業補助金は、新たな補助対象障害児が増えたことによりまして 11 万 1000 円の追加を行っております。23 節、子ども・子育て支援交付金前年度精算返還金・国費及び県費の主な返還理由は、病後児保育事業を実施することで、それぞれ補助金申請をしておりましたが、平成 28 年度に実績がなかったことにより大幅な返還金となっております。4 目児童福祉施設費 18 節備品購入費は、むつみ荘に設置しております消火器 6 本の耐用年数到来による交換購入費として 5 万 5000 円の追加。23 節、安心こども基金事業費補助金県費前年度精算返還金は、やまだこども園施設整備補助の実績による返還金 21 万 7000 円の追加となっております。

4 款 1 項 2 目予防費 13 節と 19 節は、中学生以下のインフルエンザ予防接種をこれまで償還払いとして 19 節から申請により支出いたしておりましたが、大村市医師会との委託契約により現物給付が可能となる見通しとなりましたので、19 節から 13 節へ予算の組替えを行うものでございます。

20 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目農業振興費 8 節報償費、コンテスト賞品代 100 万円の追加と 19 節、特産品コンテスト出品支援助成金 100 万円の減額は、当初、1 地区に 5 万円の出品支

援補助を行うことで、34 地区分 170 万円を当初予算の 19 節に計上してございましたけれども、出品者全員に参加賞を、また、優秀な出品者の表彰を行うことに一部実施内容を変更して実施いたしました。予算の組替えをお願いするものでございます。13 節、会場設営及びイベント運営管理業務委託料は、うまかもんフェスタ会場に足場マットを敷き詰める経費 43 万円の追加です。19 節、未来を創る園芸産地支援事業費補助金の減額は、みかんマルチ導入補助事業が事業の組替えにより、町の上乗せ補助が不要となったことにより 44 万 3000 円の減額。防霜ファン設置事業が、事業取下げにより 822 万 3000 千円減額となり、合わせまして 866 万 6000 円の減額となっております。特産品販売促進実践事業補助金は、SNS を使った特産品販売実践講座受講者に対しまして、教材費補助といたしまして 8 万円を追加しております。4 目土地改良事業費 19 節、町農林業振興補助金 203 万 7000 円は、当初予算で保留しておりました神宮井手及び三井木場堤の水路補修に対する補修並びに他の圃場整備に対する補助金の追加となっております。7 目広域農道維持費は、広域農道と平似田太ノ浦線及び宿太ノ浦線との交差点部の明確化表示工事並びに平似田太ノ浦線との交差点付近に減速マーク 2 か所を設置する応急工事費として、昨日の一般質問で質問がございましたように 250 万円を追加いたしております。

3 項 1 目水産業振興費は、国・県の補助を活用し、漁業就業者確保育成総合対策事業補助金を新規就業者に 2 年間交付してまいりましたけれども、本年 9 月末で終了いたします。新規就業者の現在の収入状況等勘案しまして、町単独で 1 年間補助を延長することとし、年度末までの 6 か月分 37 万 5000 円の追加をお願いするものです。

22 ページをお願いします。7 款 1 項 3 目観光費は、龍頭泉遊歩道階段等の修繕費といたしまして 33 万円の追加。5 目いこいの広場管理費は、管理棟及び木工館ドア等の修繕費として 41 万円の追加を行っております。

飛びまして 24 ページをお願いします。8 款 2 項 1 目 13 節委託料は、平成 28 年度に完了しました町道 1,324m の台帳整備費として 150 万円の追加。

5 項 3 目公園費は、当初予算で保留しておりました、音琴緑地広場に低年齢向けの遊具設置工事費として 120 万円の追加を行っております。

26 ページをお願いします。6 項 1 目住宅管理費 11 節、施設修繕費は、白井川団地公募前の修繕費並びにそのぎステーションハイツ排水等等の修繕費として 200 万円を追加いたしております。12 節役務費は、新白井川団地の中低木の伐採・剪定料として 15 万円の追加。

7 項 1 目渉外費は、太ノ浦公民館の台所等の修繕費補助として、事業費の 75% に当たる 23 万円を大野原演習場周辺整備基金を活用して補助を行うものでございます。

28 ページをお願いします。8 項 1 目町道里一ツ石線改良事業費は、土質検査により土量改良が必要となりました。盛土材 1200 m³ の土量改良工事費 500 万円の追加を行っております。

10 款 5 項 2 目教育センター費は、福祉センター出入口自動ドアセンサーの取替え修繕費として 40 万円の追加。4 目文化ホール費は、消火栓ポンプフート弁取替え修繕費として 20 万円の追加。5 目文化財保護費 8 節及び 9 節は、当初予算編成時に科目誤謬がありましたので、8 節から 9 節へ組替えるものでございます。15 節工事請負費は、平成 6 年の建設当初から設置いたしております、歴史民俗資料館全体の空調設備改修費として 910 万円の追加を行っております。

30 ページをお願いします。6 項 2 目体育施設費 11 節、施設修繕費は、今後の修繕費に不足が生

じる見込みのため 30 万円の追加を行っております。15 節、彼杵児童体育館防水工事 105 万円の減額でございますけれども、体育館全体を防衛施設周辺民生安定事業として改修が見込めることとなったため、当初予算に計上しておりました防水工事を暫定工事にとどめるための減額ということでございます。

戻っていただいて 8 ページをお願いします。2 歳入、1 款 2 項 1 目固定資産税は、課税実績によりまして、土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税の年度末までの収納見込みにより 1972 万 2000 円を追加いたしております。

11 款 1 項 1 目地方交付税は、普通交付税の交付額が確定しましたので今回補正の財源とするため 443 万 4000 円を追加しております。

なお、本年度の普通交付税の交付額は 18 億 4605 万 2000 円となり、前年度の交付額が 19 億 1356 万 7000 円でしたので、6751 万 5000 円減少いたしております。また、補正後の普通交付税の留保額は 3161 万 8000 円となります。

10 ページをお願いします。15 款 2 項 1 目 1 節、社会保障・税番号制度システム整備補助金 639 万 1000 円の追加は、歳出の電子計算費並びに国民健康保険事業及び介護保険事業繰出金で説明いたしました国民年金機構と、マイナンバーを使った情報連携のためのシステム改修費の 3 分の 2 及びマイナンバーカードに係る住民基本台帳システム改修業務委託料の全額が交付されます。2 目 1 節、社会福祉費補助金は、福祉・介護処遇改善加算金の取得促進特別支援事業として 6 万 4000 円、障害者自立支援給付支払等システム改修業務委託料の 2 分の 1、26 万 8000 円、合わせて 33 万 2000 円の追加となっております。2 節児童福祉費補助金 112 万 8000 円と、次のページの 16 款 2 項 2 目児童福祉費補助金 112 万 8000 円は、児童健全育成事業委託料追加額のそれぞれ 3 分の 1 の追加交付となっております。4 目農林水産業費県補助金、未来を創る園芸産地支援事業補助金 666 万 6000 円の減額は、みかんマルチ導入事業及び防霜ファン設置事業の中止による減額となっております。環境保全型農業直接支払交付金 1 万 4000 円は、追加事業費の 3 分の 2 が、農地集積・集約化対策事業費補助金 11 万 3000 円は、追加事業費の全額が追加交付されます。

12 ページをお願いします。19 款 1 項 4 目ふるさと創生事業基金繰入金 54 万 2000 円の追加は、特産品開発事業補助金 17 万 8000 円及び公民館等宅内配管等整備事業費補助金 36 万 4000 円の財源とするため、事業費の全額を繰り入れております。6 目教育文化施設整備基金繰入金 105 万円の減額は、先ほど説明いたしました彼杵児童体育館防水工事の減額に伴い、当初予算で基金から繰り入れておりましたので、今回減額するものでございます。8 目大野原演習場周辺整備基金繰入金 23 万円は、大野原演習場周辺整備基金活用事業補助金の財源とするために事業費の全額を繰り入れております。

20 款 1 項 1 目繰越金は、今回補正の財源とするため 910 万 5000 円を追加しております。

飛びまして 15 ページをお願いします。22 款 1 項 3 目臨時財政対策債は、本年度の起債発行額が 1 億 2610 万 8000 円に決定いたしましたので、当初予算計上額との差額 389 万 2000 円を今回減額するものです。

戻っていただいて 4 ページをお願いします。第 2 表債務負担行為補正ですが、先ほど説明いたしております防災情報提供システムの使用料及び保守料に係る債務負担でございます。債務の限度額を毎年 551 万円と定めております。

5 ページ、第 3 表地方債補正でございます。臨時財政対策債に係る借入限度額の補正前の 1 億 3000 万円を 1 億 2610 万 8000 円と改めるものでございます。なお、起債の方法、利率、償還方法は変更がございません。

戻っていただいて 1 ページから 3 ページまでの第 1 表及び 31 ページの給与費明細書は、金額の積み上げですので説明を省略します。以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 54 号は、総務厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第 4 議案第 55 号 平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第 56 号 平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 4、議案第 55 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 5、議案第 56 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。以上 2 議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 55 号平成 29 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 148 万 3000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 3257 万 5000 円とするものでございます。

提案の理由が、社会保障・税番号制度システム整備委託料に 9 万 1000 円、退職被保険者に係る療養給付費交付金前年度精算金 129 万 2000 円、特定健診保健指導のための時間外手当 10 万円を追加いたしております。

財源としまして、一般会計繰入金と県支出金財政調整交付金、前年度繰越金を追加計上いたしております。

次に、議案第 56 号平成 29 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2092 万 9000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 2617 万 1000 円とするものでございます。

今回の主な補正予算は、平成 28 年度介護保険事業費の精算に伴いまして、介護給付費及び地域支援事業費の実績が予定を下回り、国庫支出金、支払基金交付金並びに県支出金等に返還金が生じたため、償還金 2010 万 8000 円を計上いたしております。また、総務費に 22 万 1000 円、保険給付費に 60 万円を追加計上いたしております。

財源といたしましては、前年度繰越金 2010 万 8000 円、繰入金 29 万 6000 円その他、国県支出金等を計上いたしております。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、

適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（深草孝俊君）

議案第 55 号につきまして補足して説明いたします。

8 ページをお願いいたします。3 歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費 13 節ですが、年金機構との情報連携に伴います国民健康保険システム対応業務といたしまして 9 万 1000 円の計上でございます。

9 ページは、8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費でございますが、特定健診の夜間の保健指導に係る時間外勤務手当の追加で 10 万円でございます。

10 ページにいきまして、11 款 2 項 1 目療養給付費交付金返還金につきましては、前年度の退職被保険者にかかる療養給付費の精算に伴います社会保険診療報酬支払基金への返還金といたしまして 129 万 2000 円の計上でございます。

5 ページをお願いします。2 歳入でございます。6 款 2 項 1 目県財政調整交付金 10 万円につきましては、特定健診保健指導の所要経費に対応するもので、10 万円の追加でございます。

6 ページにいきまして、9 款 2 項 1 目一般会計繰入金につきましては、国保システムのマイナンバーシステム対応分といたしまして、一般会計からの繰入金でございます。

7 ページにいきまして、10 款 1 項 1 目繰越金でございます。これは療養給付費の前年度の精算返還金に対するものといたしまして 129 万 2000 円の計上でございます。

なお、1 ページから 4 ページまでは、今までの積み上げとなります。説明を省略をいたします。

続きまして、議案第 56 号につきまして説明を加えます。

12 ページをお願いします。3 歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、これも年金機構との情報連携に伴います対応業務といたしまして、22 万 1000 円の追加でございます。

13 ページにつきましては、2 款 5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 60 万円の追加でございます。これは対象世帯の増加による追加でございます。

14 ページにいきまして、7 款 1 項 1 目償還金につきましては、介護給付費等の前年度実績に伴います精算返還金で、2010 万 8000 円の計上でございます。

5 ページをお願いします。2 歳入、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございます。これは高額医療合算介護サービスの所要経費の 18.5%で、11 万 1000 円の計上でございます。

6 ページにいきまして、3 款 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、同じく高額医療合算介護サービスに対する国庫負担金で、所要額の 2 割の計上でございます。

7 ページ、3 款 2 項 1 目調整交付金につきましても、高額医療合算介護サービスに対するものでございます。8.5%の追加でございます。

それから以降 10 ページの 1 目までは、同様の理由で所定の補助率、負担率を基にそれぞれの額を計上いたしております。

10 ページにいきまして、7 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金につきましては、マイナンバー制度に伴います介護保険システムの構築、改修費用といたしまして、22 万 1000 円の一般会計からの繰入金でございます。

11 ページにいきまして、8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度介護給付費等の国県支出金

の精算返還金といたしまして 2010 万 8000 円の計上でございます。

なお、1 ページから 4 ページまでは、今までの積み上げでございますので説明を省略させていただきます。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑のある方は先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 55 号、議案第 56 号は総務厚生常任委員会に付託します。ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 10 時 25 分）

再 開（午前 10 時 34 分）

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 6 | 議案第 57 号 | 平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 7 | 議案第 58 号 | 平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 8 | 議案第 59 号 | 平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 9 | 議案第 60 号 | 平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 10 | 議案第 61 号 | 平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 11 | 議案第 62 号 | 平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 12 | 議案第 63 号 | 平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 13 | 議案第 64 号 | 平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第 14 | 議案第 65 号 | 平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 |

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 6、議案第 57 号平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第 58 号平成 28 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 8、議案第 59 号平成 28 年度東彼杵町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 60

号平成 28 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 61 号平成 28 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 62 号平成 28 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 12、議案第 63 号平成 28 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 13、議案第 64 号平成 28 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 14、議案第 65 号平成 28 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件。以上 9 議案を一括議題とします。会計別に説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 57 号平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算認定の件。地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項の規定によりまして、平成 28 年度東彼杵町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見並びに主要な施策の成果に関する報告を添えて議会の認定に付します。これ以外に第 58 号から議案第 65 号まで 8 会計同文でございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。詳細につきましては会計課長から説明させます。会計課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり会計課長。

○会計課長（下野慶計君）

町長に代わりましてご説明いたします。説明にあたりましては、事前に提出しております平成 28 年度東彼杵町会計別決算の状況、並びに各会計の主要な施策の成果に関する報告書及び監査委員から提出されております平成 28 年度東彼杵町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づき説明させていただきます。

始めに A4 サイズ 1 枚の表でございます。平成 28 年度東彼杵町会計別決算の状況をご覧いただきたいと思います。各会計毎に数値が 2 段書きになっております。上段が平成 28 年度の決算額で、下段は前年度の決算額となっております。

なお、単位未満四捨五入の関係で主要な施策の成果に関する報告書の数字と一致しない場合がありますので、お含み置きいただきたいと思います。

まず一般会計では、歳入総額が 52 億 8608 万 1000 円、歳出総額が 51 億 2918 万 1000 円で差引残 1 億 5690 万円。翌年度への繰越財源 4442 万 9000 円を差引いた実質収支は、前年度比 17.7%増の 1 億 1247 万 1000 円となりました。更にこの額から前年度の実質収支 9553 万 7000 円を引いた単年度収支は 1693 万 4000 円で、これに財政調整基金の利子加蓄 86 万円を加えた実質単年度収支は、1779 万 4000 円の黒字となりました。

次に国民健康保険事業特別会計ですが、歳入が 14 億 6468 万円、歳出が 14 億 448 万 8000 円、差引き 6019 万 2000 円でございます。これから前年度の実質収支 5637 万 7000 円を差し引いた単年度収支は、381 万 5000 円の黒字となっております。

歳入につきましては、前年度比 1780 万 1000 円の減、歳出では前年度比 2161 万 6000 円の減で、一般療養給付費の減によるものでございます。

次に介護保険事業特別会計ですが、歳入 8 億 2507 万 3000 円、歳出 7 億 9481 万 7000 円で、差引残 3025 万 6000 円。この実質収支から前年度の実質収支 4446 万 2000 円を差し引いた単年度収支は、1420 万 6000 円の赤字ですが、基金への積立金 5233 万 5000 円がありますので、実質単年度収支は

3812万9000円の黒字になっております。

次に公共用地等取得造成事業特別会計ですが、28年度は財産売払収入はありませんので、歳入36万4000円、歳出5万6000円、差引残の実質収支は30万8000円となりました。基金の利子相当額5万6000円の積立を行いましたので、実質単年度収支は5万5000円の黒字となりました。

次に簡易水道事業特別会計ですが、歳入5億2768万円、歳出5億203万6000円、差引残は2564万4000円となりました。実質単年度収支は、財政調整基金の積立金2393万4000円がありますので、3967万円の黒字となりました。

前年度と比べて歳入、歳出とも減額となっておりますが、水道施設の改良事業が一定進捗しまして、事業量が減となったことが要因でございます。

次に農業集落排水事業特別会計は、歳入、歳出とも3615万6000円となっております。

次に漁業集落排水事業特別会計ですが、歳入679万2000円、歳出679万1000円となりました。施設の修繕費が増えて、前年度比13.7%の増となっております。

次に公共下水道事業特別会計ですが、歳入が3億8727万5000円、歳出が3億8507万2000円、実質収支は220万3000円となりました。単年度収支は83万円の黒字となります。歳入、歳出とも、前年度比約14%の減でございます。建設費に係る補助事業割当の減が主な要因です。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入9927万7000円に対し、歳出9826万7000円で、差引残が101万円。前年度の実質収支63万1000円を差し引いた単年度収支及び実質単年度収支は、37万9000円の黒字となっております。

以上、一般会計並びに8特別会計合わせました全会計の合計は、歳入86億3337万8000円に対し、歳出83億5686万4000円となり、差引残の形式収支は前年度比5.2%減、2億7651万4000円となりました。

なお、翌年度に繰越す財源は、前年度比46.6%減の4442万9000円となり、実質収支は11.3%増の2億3208万5000円。これから前年度実質収支2億860万3000円を差引いた単年度収支は2348万2000円の黒字になりました。また、全会計合計の実質単年度収支につきましては、前年度比1.4%減の1億83万2000円となっております。

続きまして、各会計毎に主な内容についてご説明いたします。

一般会計の主要な施策の成果に関する報告書をご覧いただきたいと思っております。

137ページでございます。第18表科目別決算推移状況の歳入でございますが、一番右側の列が平成28年度でございます。構成比の大きいものとしまして、町税の7億1935万9000円で13.6%、地方交付税が20億5218万5000円で38.8%、国庫支出金が7億7007万7000円で14.6%、県支出金が4億8340万7000円で9.1%、町債が4億1382万8000円で7.8%となっております。歳入合計では、地方交付税の影響で、前年度比1億2847万2000円(2.4%)の減となっております。

136ページをお願いいたします。第17表に税目別決算推移状況が記載されております。一番右側が28年度でございます。

町民税は、前年度比395万7000円、1.5%の増となっております。個人所得割は、前年度比1103万7000円、4.9%の伸びとなりましたが、法人税割は、前年度比822万8000円、36.3%と大きな減少となっております。

2番の固定資産税については、家屋・償却資産はほぼ横ばいながら、土地は標準地価の下落が続いているために、全体で前年度比258万9000円、0.7%の減額となりました。

124ページをお願いします。自主財源と依存財源につきましては、124ページに円グラフで記載をいたしております。自主財源は、町税、繰入金、繰越金等で25.6%、依存財源が地方交付税、国・県支出金、町債等の74.4%となっております。

125ページをお願いします。地方交付税は125ページの第6表で示していますように、前年度比1億2119万9000円、5.58%の減となりました。

これは国勢調査人口の減少や総合会館建設事業債の事業費算入終了などが影響しております。

125ページの(9)国庫支出金は7億7007万7000円で、前年度比7745万7000円、11.2%の増となりました。保育所等整備交付金9008万2000円の皆増などによるものでございます。

126ページ、(11)県支出金は4億8340万7000円で、前年度比3794万7000円、8.5%の増となっております。増加要因は、子どものための教育・保育給付費負担金や浄化槽設置整備事業費補助金、ながさき鳥獣害防止総合対策事業補助金の増などが主な要因です。

次に(12)財産収入では、土地売却収入が影響して、前年度比6595万円、61.2%の減となっております。

(13)寄付金は、5746万6000円の決算額で、前年度比1471万2000円、34.4%の増です。ふるさとまちづくり応援寄附金の増によるものです。

(17)町債は、前年度比7945万4000円、16.1%の減で、決算額は4億1382万8000円となりました。

主な要因は、彼杵小学校大規模改造事業債や町道遠目中央線改良事業債の皆減等によるものでございます。

次に歳出ですが、138ページをご覧くださいと思います。第19表性質別決算推移状況をご覧ください。区分の1人件費から6公債費までの一番右の列の小計が33億3944万1000円で、歳出に占める割合は65%でございます。前年度からしますと、扶助費が増額となったことから、1から6の小計では0.8%、2594万2000円の増となっております。

それから投資的経費としまして、7の普通建設事業費、8の災害復旧事業費、併せまして9億8445万7000円で、歳出構成比19%、災害復旧事業費の減少が影響しまして、7から8の小計では、0.4%、390万8000円の減となっております。

9積立金につきましては、134ページに積立金の状況、第15表で記載しています。

134ページの一番下に※印で書いておりますけれども、みどりの基金につきましては、平成28年3月31日をもって廃止しまして、ふるさと創生事業基金に統合いたしております。

10の投資及び出資金・貸付金、11の繰出金につきましては、135ページに内容を記載をいたしておりますので、後程ご確認をお願いいたします。

なお、財政構造につきましては、監査委員さんからの決算審査意見書の6ページ以降に詳しく記載されておりますけれども、実質収支比率は3.8%、財政構造の弾力性を判断するための経常収支比率は85.6%、収入に対する借金の比率であります実質公債費比率は、11.1%となっております。

また、主要な施策の成果に関する報告書の122ページ以降に、決算の状況につきまして詳細に記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、国民健康保険事業特別会計に移らせていただきます。国民健康保険事業特別会計の成果に関する報告書の3ページから7ページに記載しております。

歳入では、国保財政の根幹であります国民健康保険税につきまして平成28年度は税率改定を見送り、保険税の調定総額は2億5234万円、前年度比3.5%の減となりました。滞納繰越分と長期未納者の固定化等で4222万6000円の収入未済額と76万1000円の不納欠損が生じまして、収入額2億935万4000円で、収納率は82.96%となりました。

前年度に対しまして県支出金が550万3000円、繰越金が2216万5000円、諸収入が632万8000円の増となりましたけれども、一方、国庫支出金3007万9000円の減、療養給付費交付金1809万3000円の減などとなっております。

歳出では、前年度に対して諸支出金は1938万8000円の増ですが、保険給付費が3989万5000円の減など、歳出全体では2161万5000円の減となりました。前年度繰越金と前期高齢者交付金及び県支出金の増に対しまして、医療費の伸び率が縮小したことで、財政調整基金の取り崩しはありませんでした。

その他、国保事業の実績につきましては、成果報告書の8ページから記載しておりますので、後ほどご覧いただききたいと思っております。

次に、介護保険事業特別会計をお願いします。成果に関する報告書の2ページから6ページに決算の概要を記載をいたしております。

歳入額並びに歳出額は先ほど会計別の決算の状況で報告したところでございますけれども、歳入総額に対する主な歳入の割合につきましては、介護保険料が21.1%、国庫支出金が24.1%、支払基金交付金が23.5%、県支出金が12.7%、繰入金が12.8%となっております。

歳出では、4ページに記載しておりますように、保険給付費の決算額が6億7532万6000円で、在宅サービスが全体の35.9%、施設サービス33.5%、地域密着型サービス20.6%を占めております。

また、地域支援事業費は5ページの第4表に、その他事業実績につきましては、6ページ以降に記載しております。

次に公共用地等取得造成事業特別会計でございますが、事業の実施はございません。土地開発基金利子加蓄の5万6000円のみとなっております。

次に、簡易水道事業特別会計をお願いします。簡易水道事業につきましては、上水道への経営統合を行ったことに伴いまして、平成29年3月31日をもって打切決算となっております。

主要な施策の成果に関する報告書の2ページをお願いします。

歳入総額は5億2768万円で、前年度比8800万7000円、14.3%の減となっております。改良事業が進捗したことによる事業量の減によるものです。

歳入総額に対する主な割合ですが、町債が37.4%、使用料及び手数料が26%、国庫支出金が18.5%、繰入金11%などが主なものとなっております。

なお、水道使用料につきましては、3月末時点で208万8000円収入未済額を生じていますが、その後一部収納しておりますので、5月末時点の収入未済額は56万8000円となっております。

次に歳出では、2款施設費の決算額が3億4112万2000円で、成果に関する報告書の10ページが

その内訳となっております。

3 款公債費につきましては、平成 28 年度中に、総額で 4244 万 4000 円を償還しております。

1 款業務費の 1 億 1847 万円を合わせました歳出総額は 5 億 203 万 6000 円で、前年度比 16.9%、1 億 174 万 3000 円の減となりました。

次に 14 ページをお願いします。水 1 m³当たりの収支につきましては、使用料を有収水量で割った供給単価が 172 円 18 銭に対し、給水原価は 170 円 7 銭となっておりますが、一番下の※印の()で記載してありますように、3 月末で打切決算している関係で未払金 885 万 7672 円があります。この未払金を加えると給水経費は 1 億 4583 万 8053 円になりまして、水 1 m³当りの給水原価は 181 円 6 銭で、収支は 8 円 88 銭の赤字となります。

給水原価は、前年度 192 円 11 銭でしたので、11 円 5 銭安くなっています。

その主な理由としましては、公営企業へ移行するために実施した業務委託費が減少したことや、修繕費が減少したことなどが要因となっております。

決算書の 407 ページをお願いいたします。ページの下段に記載しておりますけれども、簡易水道事業の歳入歳出差引残額 2564 万 4018 円は、経営統合によりまして、水道事業会計に引き継いでおります。

また、歳入歳出差引残額以外の債権、債務、資産につきましても、全て水道事業会計に引き継いでいることを明記いたしております。

次に農業集落排水事業特別会計でございますけれども、主要な施策の成果に関する報告書の 2 ページをお願いいたします。決算の状況を記載しておりますけれども、歳入につきましては一般会計からの繰入金で 2888 万 1000 円で、歳入総額の 79.9%、料金収入は 718 万 6000 円で 19.9%の割合となっております。歳入全体で 30 万 1000 円の減となっております。

なお、分担金で 7 万 8000 円、使用料で 1 万 3000 円の収入未済額を生じております。

歳出につきましては、償還金が元利合わせまして 2675 万 7000 円で、歳出の 74%を占めております。3 ページ以降に事業実績を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に漁業集落排水事業特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の 2 ページをお願いいたします。決算の状況を記載しておりますけれども、歳入の主なものは一般会計からの繰入金 416 万 2000 円で、歳入の 61.3%を占めています。料金収入につきましては、262 万 5000 円とほぼ前年並みで、歳入の 38.6%となっております。

また、歳出は 679 万 1000 円で、汚水処理費並びに一般管理費の 340 万円と、借入償還金 339 万 1000 円でございます。前年度と比べますと修繕費が約 80 万円増となっております。3 ページ以降に事業実績を記載しております。後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして公共下水道事業特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の 4 ページをお願いいたします。歳入総額は 3 億 8727 万 5000 円となっております。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金 1 億 5340 万 8000 円、国庫負担金 7690 万円並びに町債 1 億 520 万円などとなっております。

なお、使用料で 28 万 1000 円、また負担金で 197 万 4000 円の収入未済額を生じております。

歳出につきましては、建設改良費が 2 億 2577 万 9000 円で、歳出の 58.6%を占めております。償

還金は元利合わせまして1億786万円、歳出総額では、前年度比13.7%、6125万2000円の減となっております。6ページ以降に事業実績を記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

次に後期高齢者医療特別会計でございますが、主要な施策の成果に関する報告書の3ページをお願いいたします。決算の状況ですが、被保険者から徴収しました保険料5547万円と一般会計からの繰入金3779万8000円が歳入の主なものです。

歳入総額は、前年度比2.2%、216万3000円の増となっております。なお、保険料で2万7000円の収入未済額があります。

一方、歳出につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合への納付金が9080万円で92.4%と、その大部分を占めております。歳出全体では、前年度比1.8%、178万3000円の増となっております。6ページ以降に事業実績を記載しております。ご確認いただきたいと思います。

最後になりますけれども、監査委員さんからの決算審査意見書の総括意見の中で、ご指摘をいただいております。ご指摘を真摯に受け止めまして、更に事務処理の適正な執行に努めなければならないと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（後城一雄君）

ここで、滝川代表監査委員出席のため、暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時7分）

再開（午前11時7分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

始めに議案第57号の質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑なしと認めます。

議案第57号に対する質疑がないようですので、これで議案第57号の質疑を終わります。

それでは、次に議案第58号から議案第65号までの質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで議案第58号から議案第65号までの質疑を終わります。

お諮りします。本案については、議長と議選の監査委員である岡田議員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、議長と岡田議員を除く 9 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その委員会に付託して審査をすることに決定しました。

ここで、決算審査特別委員会の名簿配付及び滝川代表監査委員退席のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 11 分）

再 開（午前 11 時 11 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

このあと休憩をいたしますので、委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 11 時 12 分）

再 開（午前 11 時 18 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、委員長、副委員長が選出されましたので発表いたします。

決算審査特別委員会の委員長に吉永秀俊君、副委員長に浪瀬真吾君に決定をいたしました。

日程第 15 議案第 66 号 東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（後城一雄君）

日程第 15、議案第 66 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 66 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

選任する者の住所、氏名等でございますけども、東彼杵町川内郷 1063 番地、大平 稔。生年月日が昭和 30 年 9 月 30 日生まれ。

提案の理由が、今までお願いをしておりました委員の方が任期満了ということで、新たに委員を

選任するものでございます。3年間という任期になりますけども、今回お願いいたします大平 稔様は、現在、川内の方で家業の農業に従事をいたしております。これまでの学歴とかを申しますと、佐賀大学を昭和 53 年に卒業されまして、その後、海外の方での業務が長ございまして、昭和 54 年から平成 14 年まで、最後がフィリピンの工場に居られまして、海外事業本部長や取締役をされた経験をされております。非常に見識が高い方でございます。今回、固定資産評価審査委員として選任をするものでございます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

併せまして、大平様は、現在、川内郷の川内地区の区長をお願いしています。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 66 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 66 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号東彼杵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 16 報告第 6 号 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について

○議長（後城一雄君）

日程第 16、報告第 6 号平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。本件についての説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

報告第 6 号平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法

第 22 条第 1 項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて、下記のとおり報告いたします。詳細につきましては、財政管財課長から説明させます。財政管財課長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（三根貞彦君）

報告第 6 号につきまして、町長に代わりご説明いたします。

始めに、健全化法第 3 条に規定いたします健全化判断比率について説明申し上げます。

報告書の 3 枚目、表の一番下に 2 と表示した表をご覧ください。総括表②連結実質赤字比率等の状況を計算した表でございます。一般会計に公共用地等取得造成事業特別会計を含めました一般会計等の実質赤字比率が△3.78%となり、赤字はございませんでしたので、実質赤字比率は該当がございません。また、一般会計等に公営企業以外の特別会計、国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療事業特別会計までの 3 会計と、法非適用企業会計、簡易水道事業特別会計から公共下水道事業特別会計までの 4 特別会計を加えた連結赤字比率も△8.00%となり、赤字はありませんので、実質赤字比率も該当はございません。

次に報告書 4 枚目、3 と表示した表をご覧ください。総括表③実質公債比率の状況を計算した表でございます。表中段の一番右の表にありますように、実質公債比率は 11.1 ポイントとなり、昨年度が 10.0 ポイントでしたので、昨年度より 1.1 ポイント増加いたしております。

実質公債比率は、簡単に申し上げますと、町の公債費等が標準財政規模の何割に当たるかということで計算をいたします。まず、分子となる町の公債費等は、表の①、一般会計の公債費から⑦の一時借入金までの合計したのから、⑧の特定財源の額から⑪密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金までの合計額を差し引いたものとなります。

分母となる標準財政規模でございますけれども、⑫標準税収入額等から⑭の臨時財政対策債発効可能額までの合計額から、⑨から⑪までを差し引いた金額となります。それを 100 分率で表したものが実質公債比率となります。また、当該年度の実質公債比率は過去 3 か年の比率の平均で算出されますので、平成 26 年度から平成 28 年度までの平均と今年度はなります。結果、平成 28 年度の実質公債比率の増減は、平成 25 年度と平成 28 年度の実質公債比率の増減で、言ってみれば決まってくるということになります。それで今回実質赤字比率が増加した主な要因は、分子では、総合会館建設事業償還にかかる⑨になりますけれども、事業費補正により基準財政収入額に参入された公債費が平成 24 年度までで皆減してございまして、これにより分子が膨らんだこと。分母では、⑬になりますけれども、普通交付税が大きく減額となり、分母が小さくなったことが主な要因でございます。

次の報告書 5 枚目、4 と表示した表をご覧ください。総括表④、将来負担比率の状況を計算した表でございます。表の最後に記載がありますように、将来負担比率は 40.4 ポイントとなり、昨年度が 52.6 ポイントでしたので、△12.2 ポイントとなり、昨年度よりも改善いたしております。

算定方法は、総括表④の一番下の表となります。分子となります将来負担額 A は、表の最上段に記載があります将来負担額の合計となり、差し引きます充当可能財源は、表中段の充当可能財源等 B の合計額となります。分母となります標準財源規模 C は、先ほど説明いたしました、実質公債比率の算定で用いました総括表③、前のページになりますけれども、⑫から⑭の合計となります。差

し引きます算入公債費等の額Dは、総括表③の⑨から⑪の合計額となります。今回、比率が改善いたしました主な要因でございますけれども、新規起債事業の抑制と過去の起債事業の償還終了によりまして、地方債の現在高が昨年度よりも2億3898万6000円減少したこと。また、基準財政需要額算入見込額が、簡易水道事業及び福祉組合の需要参入が開始になったことなどにより、昨年度より2億9842万2000円増加したこと。それらによりまして、分子が大きく減少をいたしております。普通交付税の減少等により分母の減少はございましたけれども、将来負担比率が大きく減少した要因となっております。以上、健全化法第3条に規定いたします健全化判断比率となりますが、いずれも報告書1ページに戻っていただきまして、括弧書きで記載しております早期健全化基準を大きく下回った結果となっております。

将来予測といたしましては、一般会計の公債費の元利償還金は、事業によりましては、今後減少傾向となる見込みでございます。一方でございまして、光情報基盤整備事業による約1億8000万円のオフトーク通信施設等整備基金の取り崩し。それから統合を行った水道事業や公債事業にかかる借入金の増加。更に事業費約60億円のゴミ焼却建設に係る、およそ6000万円と見込んでおりますけれども、新たな負担が平成32年度以降発生する見込みでございます。実質公債比率及び将来負担比率が悪化することが予測されます。なおいっそうの財政健全化に取り組む必要があると考えております。

最後に、報告書の最後のページをご覧ください。健全化法第22条の規定による資金不足比率等の関する算定を行った表でございます。簡易水道事業特別会計から公共下水道事業特別会計までの4特別会計、中段の表になりますけれども、(9)資金不足額が空欄となっております。結果、赤字がなかったということでございます。特別会計における資金不足比率は、該当がないということになります。以上、説明を終わりますけど、今回の報告に先立ちまして、比率等の算出については、監査委員による審査を8月28日に受けておりますので、その意見書を付しまして報告といたします。

○議長（後城一雄君）

以上で、報告第6号平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第17 陳情第3号 東彼杵町納涼花火大会実施に係る陳情書

○議長（後城一雄君）

次に、日程第17、陳情第3号東彼杵町納涼花火大会実施に係る陳情書を議題とします。ただいま議題となっております陳情第3号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第18 発議第4号 「日本政府に核兵器禁止条例へ一日も早く参加し、条約を批推するよう」求める意見書

日程第19 発議第5号 道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続及び拡充等に関する意見書

○議長（後城一雄君）

次に、日程第 18、発議第 4 号「日本政府に核兵器禁止条約へ一日も早く参加し、条約を批推するよう」求める意見書、日程第 19、発議第 5 号道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続及び拡充等に関する意見書。以上 2 件を一括議題とします。局長に発議を朗読させます。

(局長朗読)

○議長（後城一雄君）

次に、これから発議 2 件について、提出者の説明をそれぞれ求めます。前田議会運営委員長。

○議会運営委員長（前田修一君）

発議第 4 号、提出の理由。国連は、今年 7 月 7 日、ニューヨークの本部で「核兵器禁止条約」を圧倒的多数の賛同を得て採択した。核兵器の禁止が国際的ルールになり、「核兵器のない世界」の実現へ、歴史的な一歩が踏み出されたが、唯一の戦争被爆国である日本は、本来ならば先頭に立ち核兵器禁止条約締結に向け努力すべきところを欠席した。核兵器のない世界の実現を目指すため、被爆国民そして被爆県民の切なる願いとして、核兵器禁止条約に参加し、条約を批准するよう強く要望するものである。

発議第 5 号、提出の理由。活力ある地域づくりを推進し、地域が安全で安心できる社会の実現を図る道路整備を計画的に進めていくためには、「道路財特法の特別措置」を平成 30 年度以降も継続していく必要があることから、国土交通省及び財務省に対し特別措置の継続、拡充を強く要望するものである。以上です。

○議長（後城一雄君）

これから提出者に対する質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いいたします。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています発議第 4 号、発議第 5 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 4 号、発議第 5 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 4 号「日本政府に核兵器禁止条約へ一日も早く参加し、

条約を批准するよう」求める意見書は、原案のとおり可決されました。

この意見書は、内閣総理大臣、外務大臣に送付することにします。

次に、これから発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続及び拡充等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣に送付することにします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

散会（午前11時43分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 後城 一雄

署名議員 口木 俊二

署名議員 立山 裕次